

98%より大きい積付制限値に関する事項

改正規則等

鋼船規則 N 編

鋼船規則検査要領 N 編

改正事項

98%より大きい積付制限値に関する事項

改正理由

液化ガスのばら積運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則（IGC コード）第 15 章において、積付制限値を 98%より大きな値に設定する場合、いくつかの追加検討項目が規定されているが、同コードにはその詳細検討方法についての記載はない。

この詳細検討方法として、IACS は、2009 年に IACS 勧告 No.109（以下、Rec.109）を制定しており、本会は同 Rec.109 を既に本会検査要領に取り入れている。

一方、2014 年 5 月に開催された第 93 回海上安全委員会（MSC93）において、決議 MSC.370(93)（以下、改正 IGC コード）が採択された。この為、IACS は、Rec.109 の見直しを行い、2017 年 5 月に IACS 勧告 No.149 を制定し、改正 IGC コード適用船においては、これを適用するように規定した。

このため、IACS 勧告 No.149 及び本会の運用実績に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 隔離された蒸気溜りの生成の有無及び圧力逃し弁の吸引口の位置確認において、考慮すべき船体姿勢及び液位上昇について規定した。
- (2) 計測器の誤差、操作上のマージン、圧力上昇による貨物膨張の計算方法の一例を規定した。
- (3) 一部の規則文言を条約文言の意図に沿って明確化した。

改正条項

鋼船規則 N 編 15.4.1

鋼船規則検査要領 N 編 N15.4.1, 図 N15.4.1-1.